

平成24年9月2日
坂田の残土問題に関する住民訴訟原告団

嘆願書署名のお願い

館山市坂田の残土問題について、市民15人が原告となり、館山市と金丸市長を相手に住民訴訟を行っています。7月6日に第一回、8月31日に第二回口頭弁論が千葉地方裁判所で行われましたが、次は11月16日に判決が下ります。

この裁判は、館山市が残土処分場計画に関して、大山から坂田の海に流れる川（公共水路）の上流のみ服部回漕店に払下げた一連の行為について、違法、無効を訴えたものです。これまで市長には、内容の不明な残土受入の不安を何度も訴え説明会の要請を繰り返してきましたが、住民の意見や要望に真摯に耳を傾けずに水路の払下げを行ってしまい、今となってはこれを阻止する対抗手段が他にはありません。

つきましては、住民の声を十分に汲み取った判決を裁判官に促すため、原告以外の市民の声を嘆願書にまとめて提出したいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い致します。

- * ご賛同いただける方は「嘆願書」に住所、署名（必ず自署にて）、捺印下さい。
- * 館山市民の署名を重点的に集めますが、市外でもご協力頂ける方は「別の用紙」を準備しましたので、そちらにまとめて集めてください。
- * 署名原本をご持参またはご郵送下さい。9月20日必着でお願いします。

【提出先】

①波左間漁業協同組合

（〒294-0307 館山市波左間 1012 番地、TEL：0470-29-0006）

②館山の海と山の自然を守る会

（〒294-0306 館山市加賀名 239-108、事務局 沖山静彦宛、TEL：090-5795-3445）

なお、裁判の訴状等はネット上からも取り寄せることができます。

「千葉県館山市・西岬・坂田の未来について考える（残土埋立ては必要か）」

<http://bandainfo.web.fc2.com/index.htm>

「動き」の中に裁判経緯、訴状等も掲載してあります。

以上